

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

（建築物ねずみ昆虫等防除業）

平成25年度



東京都健康安全研究センター

目 次

第1章 ねずみ衛生害虫における最近の話題について

- 1 増加するトコジラミ被害・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 SFTS（重症熱性血小板減少症候群）とマダニ・・・・・・・・ 19

第2章 建築物事業登録制度について

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要・・・・・・・・ 31
- 2 建築物事業登録制度・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 3 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準・・・・・・・・・・・・ 39
- 4 各種届出・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 5 立入検査結果・・・・・・・・・・・・・・ 45

第3章 様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 変更届・廃止届・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 3 備えるべき帳簿書類等・・・・・・・・・・・・・・ 67

窓口・問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

第 1 章

ねずみ衛生害虫における 最近の話題について

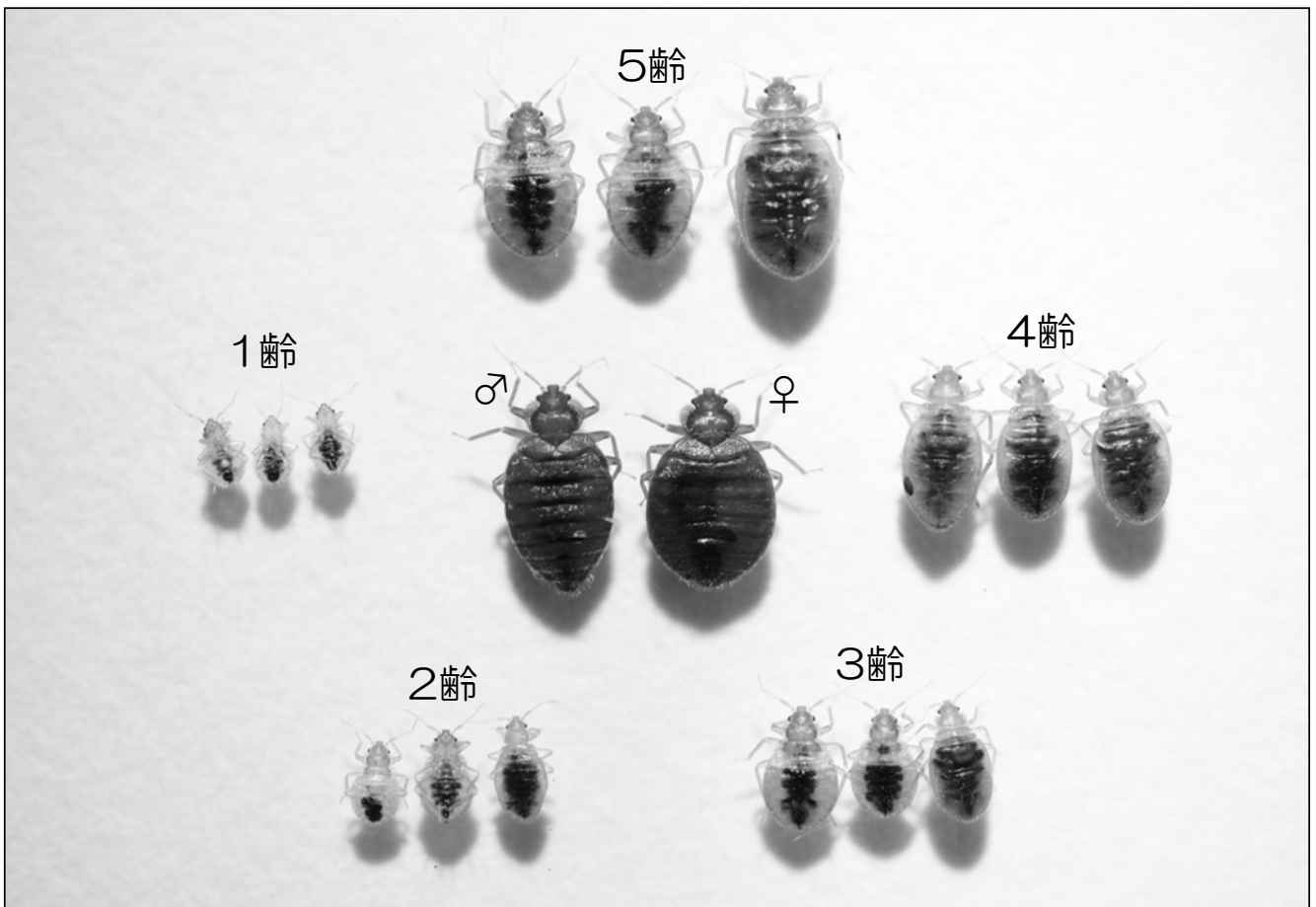
ねずみ衛生害虫等に関わる 最近の話題

橋本知幸

(一財) 日本環境衛生センター
環境生物部

1. 増加するトコジラミ被害

トコジラミの相談があった簡易宿所



卵から孵化したばかりの幼虫



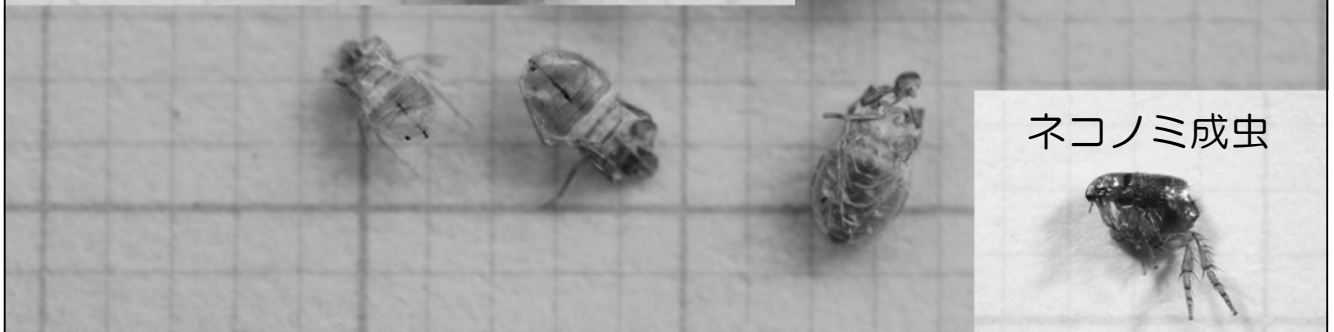
ヒメカツオブシムシ幼虫と脱皮殻



幼虫の脱皮殻



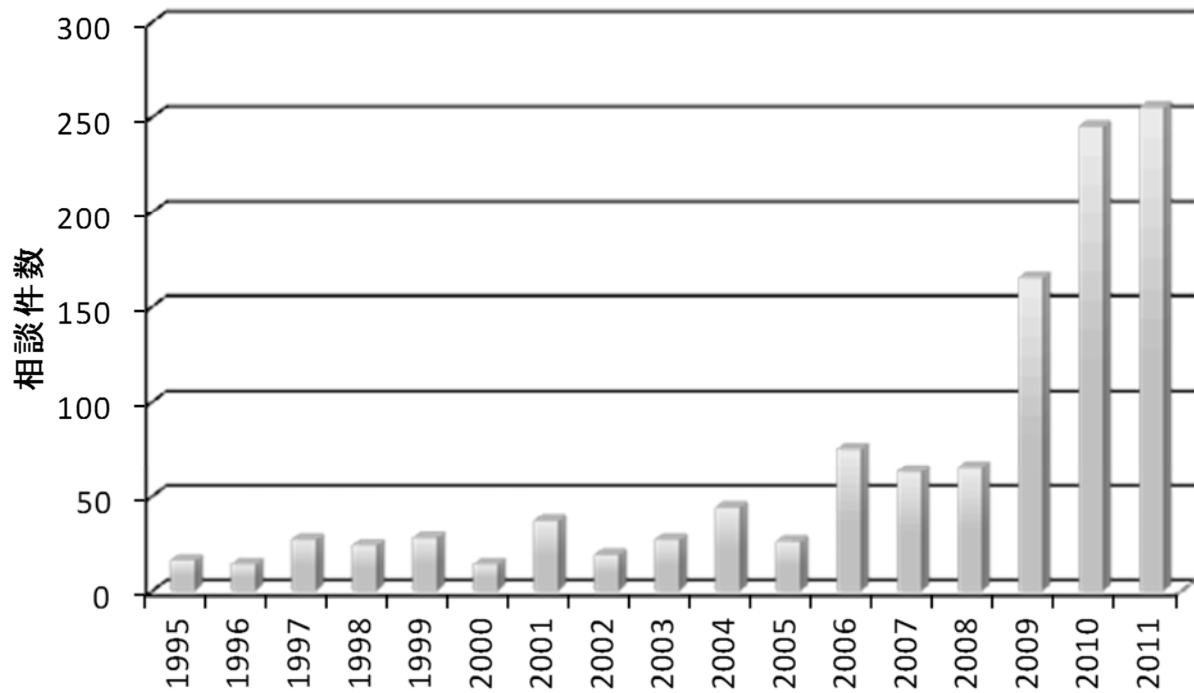
ネコノミ成虫



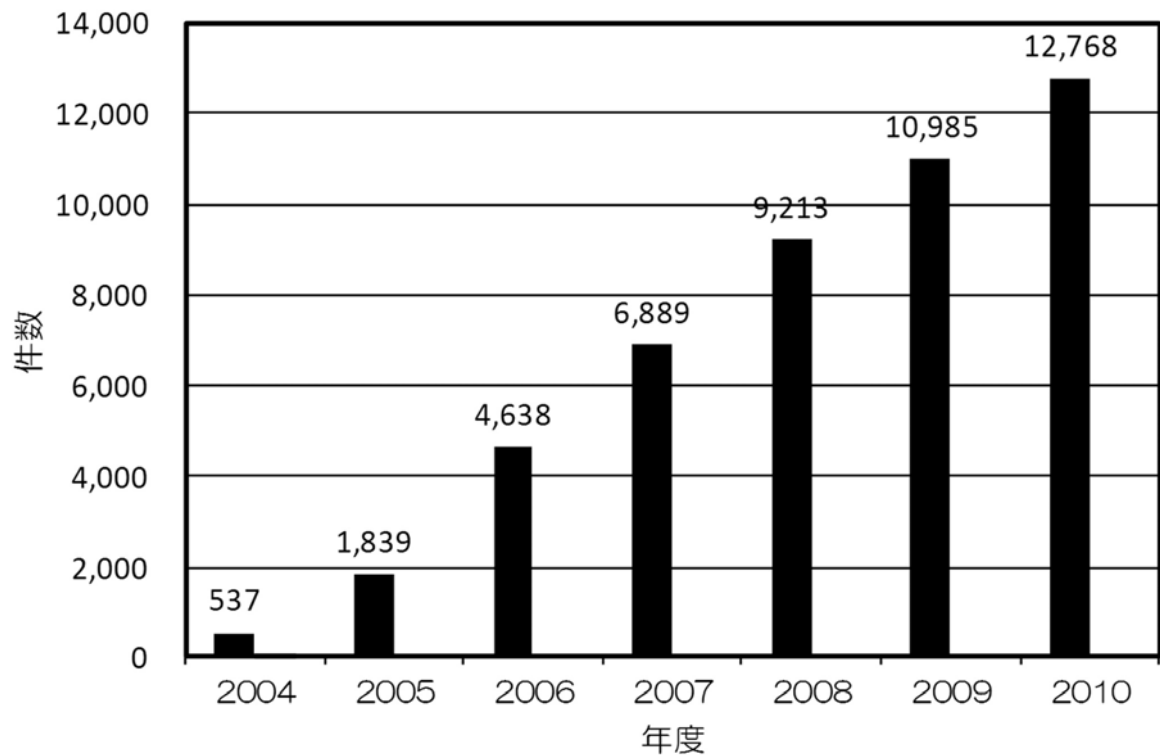




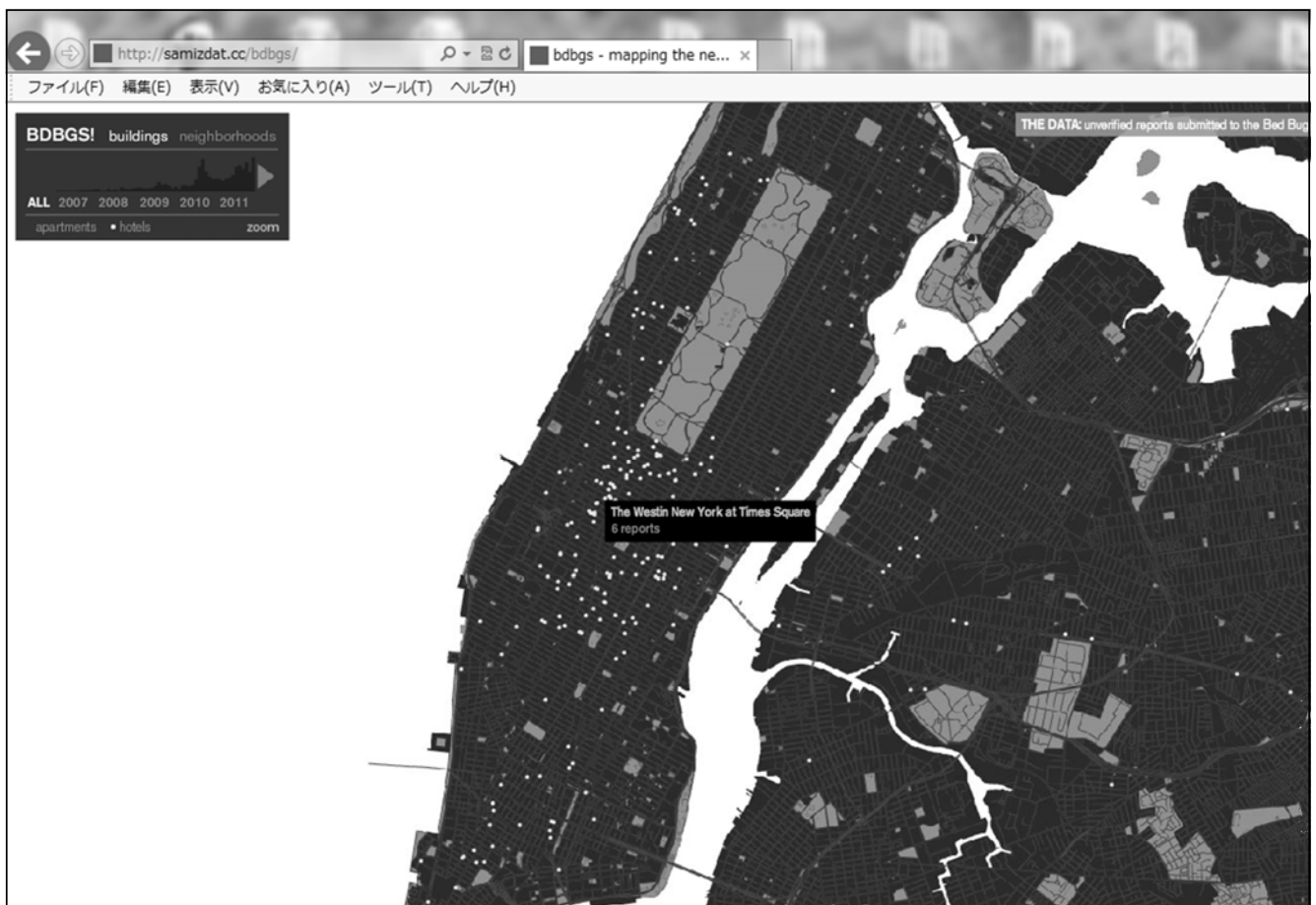
東京都福祉保健局で集計しているトコジラミ相談件数



ニューヨーク市住宅局に寄せられたトコジラミ相談件数

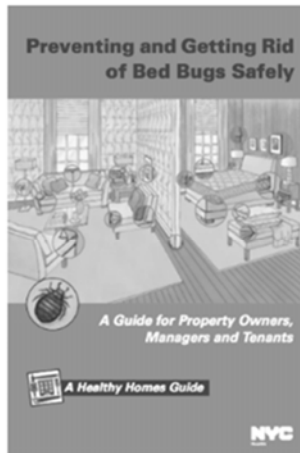


<http://newyorkvsbedbugs.org/wp-content/uploads/2010/07/NYC-bed-bug-statistics-FY-2010-update.pdf>



NYC Department of Health healthy homes bed bug guide[^]

The New York City Department of Health and Mental Hygiene has published a bed bug guide (PDF) that is also available for download in Spanish (PDF), Chinese (PDF), Russian (PDF), Creole (PDF), Italian (PDF), and Korean (PDF) — check for other languages that may be translated here. Call 311 to request a free copy of the English-language printed booklet (other languages available only as downloads). You can use this basic and **easy-to-follow guide** to spread awareness about bed bugs and to educate neighbors, landlords and friends who are new to the problem. (Check our resources page for more bed bug management guides.)



[Click to download PDF](#)

Department of Sanitation Rules for Disposing of Mattresses and Box Springs[^]

Starting December 3, 2010 DSNY will require all mattresses and box springs set out for collection to be encased and sealed. Full text of the rule (PDF):

§ 1-04.1 Collection of bedding.

(a) Definitions. For purposes of this section, "Bedding" shall mean any mattress or box spring which can be used by any human being for

トコジラミが問題となっている施設

ホテル(ビジネスホテル・レジャーホテル他)、旅館、
山小屋、ゲストハウス、シェアハウス、
簡易宿所(カプセルホテル)、低額宿泊所、学生寮、
社員寮、研修宿泊施設、一般住宅(戸建・集合)、
サウナ、スーパー銭湯、映画館、インターネットカフェ、
病院、介護施設、図書館(貸出本)

国内のトコジラミ問題の背景

- ・ 海外からの観光客の増加
- ・ ピレスロイド抵抗性による防除失敗
- ・ トコジラミに関する認識の不足

トコジラミがなぜ重要か

- ・ 人が主要な吸血源で、人が持ち込まない限り、生息域の拡大はない
- ・ 飢餓に強く、繁殖能力が高い
- ・ 過去数十年間、ほとんど見つかっていなかったのに、近年、被害が増大



コロモジラミ

人の衣服や陰毛などに常時寄生し、人から離れると、比較的短時間(数時間～2日)で死亡する。



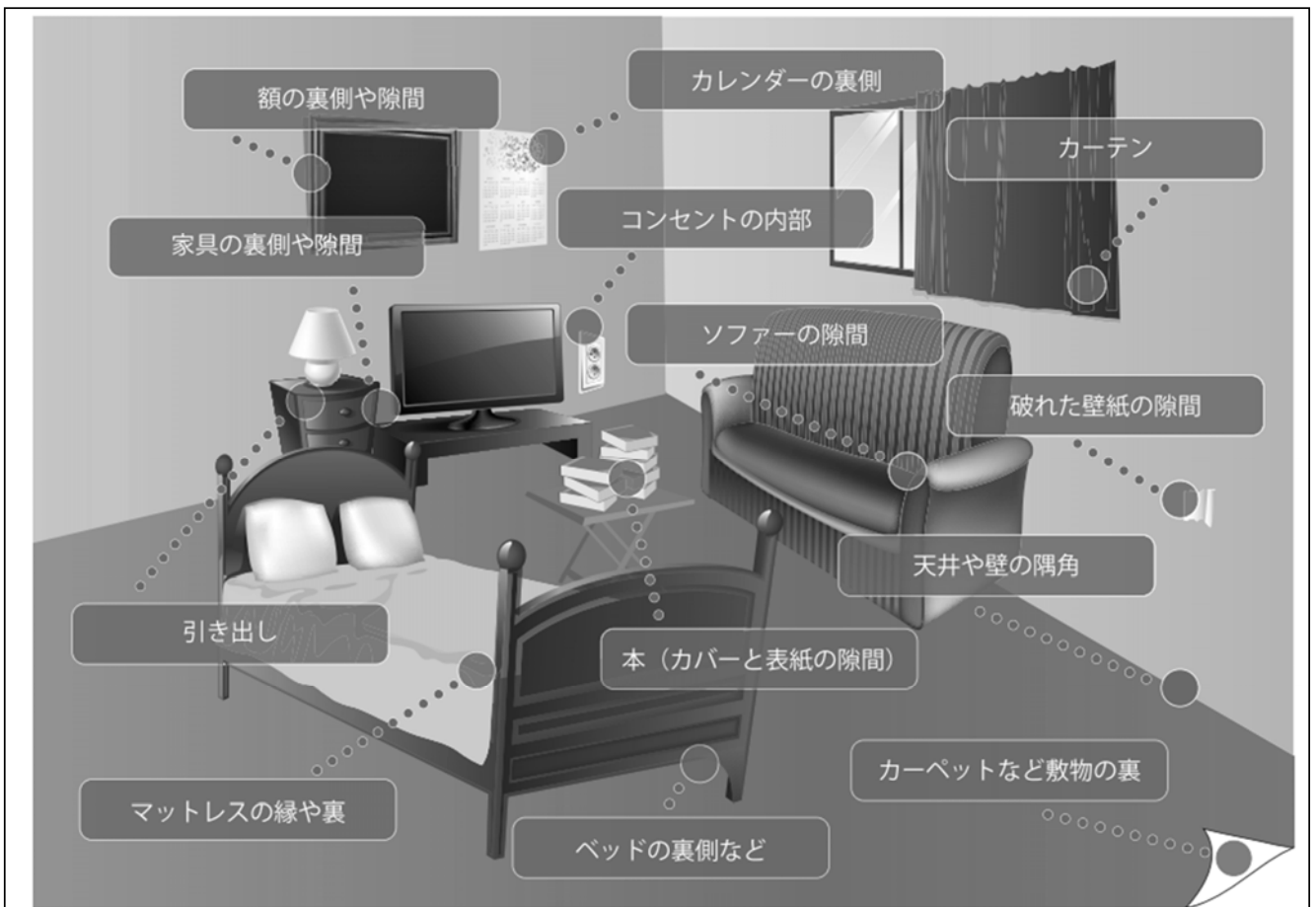
ケジラミ

トコジラミの生息状況調査









トコジラミ調査の要点

- ・最も重要なポイントは寝具である。
- ・寝具周辺以外にコロニーが見つかった場合、部屋全体、建物全体に拡散している可能性がある。
- ・密度が低い段階では、明るい時間帯は見つけにくい。
- ・生息している部屋では、夜間、20分程度消灯して、寝具周辺で待つと、潜伏個体が出現しやすい。
- ・天井やコンセントの穴などに痕跡が見られる場合、隣室(上下左右)の部屋にも生息している可能性がある。

トコジラミ生息の確度

評価事項	その部屋での生息状況
生体の発見、トラップによる捕獲	生息または持込み
死骸・脱皮殻の発見、血糞痕	生息しているか、過去に生息していた
1回の調査(目視+トラップ調査など)で痕跡なし	生息していない可能性がある
2回の調査(1週間～1か月の間隔)で痕跡なし	生息なし(駆除完了宣言)
発疹、「かゆい」などの訴えのみ	不明

実際のトコジラミ対策

- ①潜み場所の探索
- ②家具や物の養生と熱処理・薬剤処理
- ③室内全体への薬剤処理
- ④細かな潜み場所の掃除機による吸引
- ⑤血糞や脱皮殻の清拭
- ⑥事後調査とスポット処理
(1週間～1月の間隔で2回以上)
- ⑦効果判定(再処理の計画)



対策メニュー

- ①有機リン剤の残留・空間処理
- ②加熱(ドライ・スチーマー)
- ③吸引・ふき取り
- ④ゼオライト散粉
- ⑤トラップ捕獲
- ⑥寝具カバー
- ⑦忌避剤の利用

※とり得る手段を総動員しないと、効果が上がらない!!

2. SFTSとマダニ

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)とは？

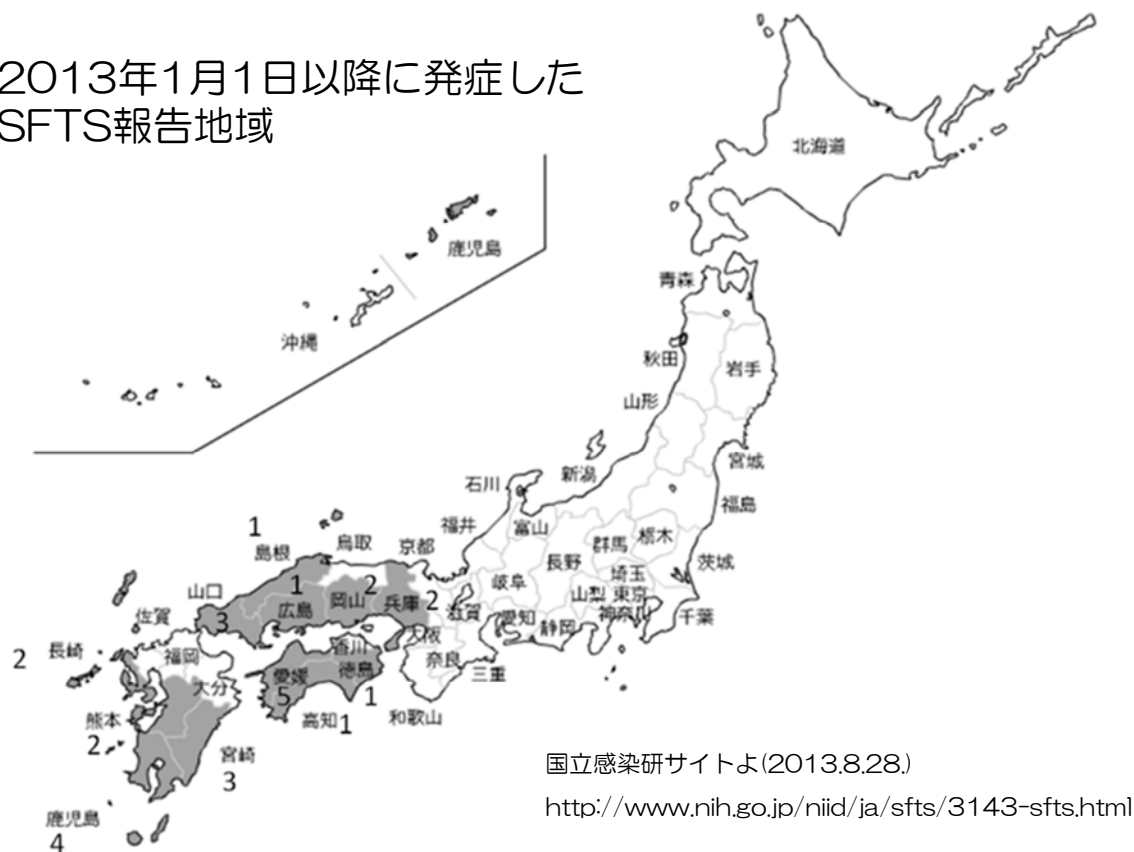
英語でSevere Fever with Thrombocytopenia Syndromeと呼ばれ、フレボウイルス属の1種の感染によって発症する。

38℃以上の発熱、消化器系の症状(吐き気、腹痛、下痢など)、全身の痛みと倦怠感などを訴える。

2013年1月1日～8月21日に発症した国内の症例は27例で、うち死亡が9例(これまでの合計は14名)。海外渡航経験がない人にも発症例があり、マダニの咬着時などに、感染しているものと考えられている。

有効な薬剤やワクチンはなく、今のところ対症療法しかない。2013年、厚労省は4類感染症に指定した。

2013年1月1日以降に発症した
SFTS報告地域



★佐賀県では2012年以前の症例が報告されている

2009.6-9月 中国で集団発生の報告

2011 中国内でのウイルスの特定

- ・中国の情報では致死率・陽性171例のうち21例が死亡(致死率12%)
- ・患者居住地域でのマダニ調査により、7/10がマダニ186匹中10匹(5.4%)が陽性

2013.1月 山口県で国内初感染者の確認

2013.5月 山口県の女性に咬着していた
タカサゴキララマダニよりSFTSウイルス
を確認



朝日新聞2013.2.20.(朝刊)

感染症法に基づく四類感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノкокス症、
黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回歸熱、キャサヌル森林病、
Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板
減少症候群(SFTS)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、
ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、
東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く)、
ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、
ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、
ベネズエラ馬脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、
ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、
リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、
レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱

ダニ媒介性、昆虫媒介性

フタトゲチマダニ



吸血前



吸血後



タカサゴキララマダニ

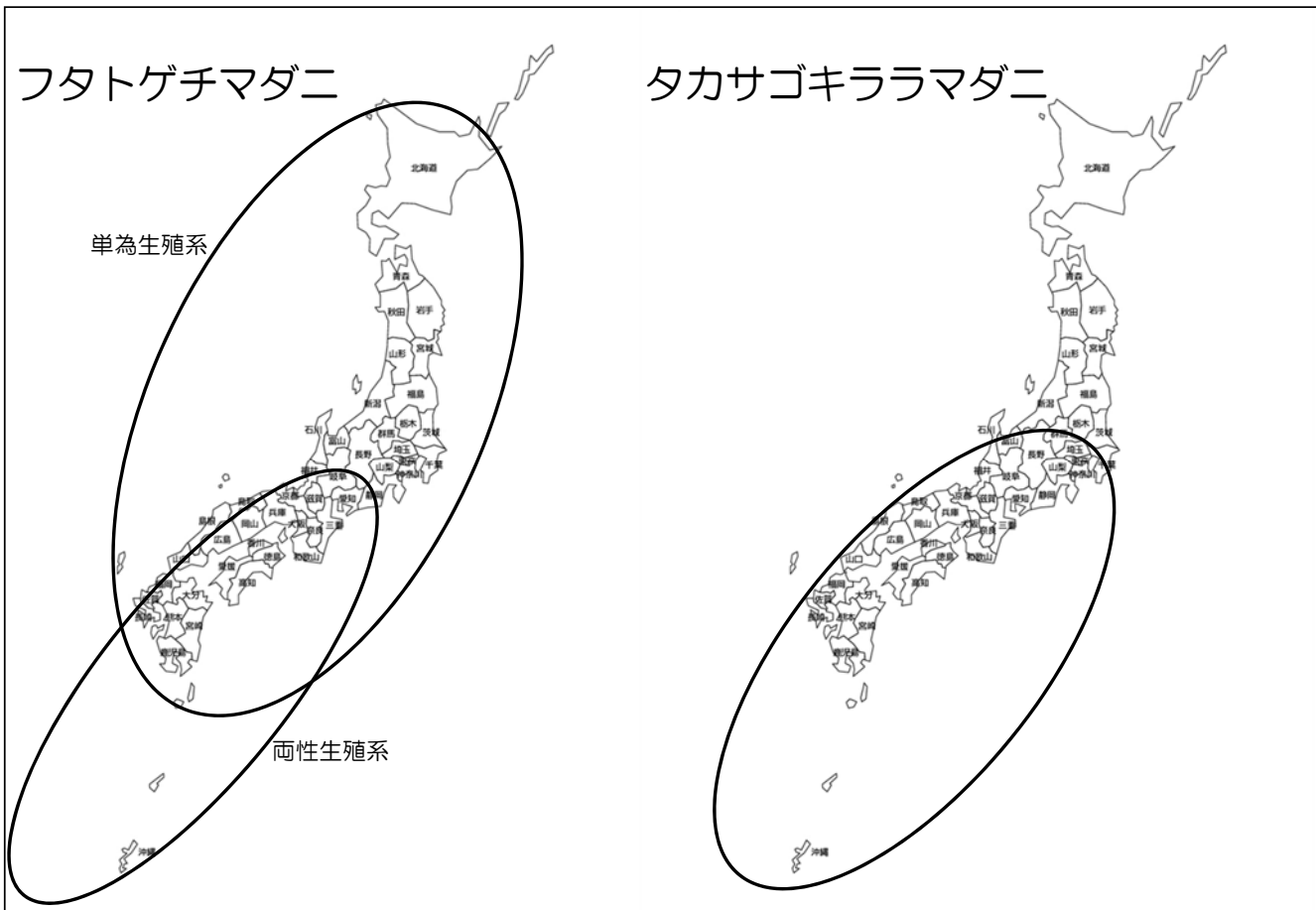


♀



♂

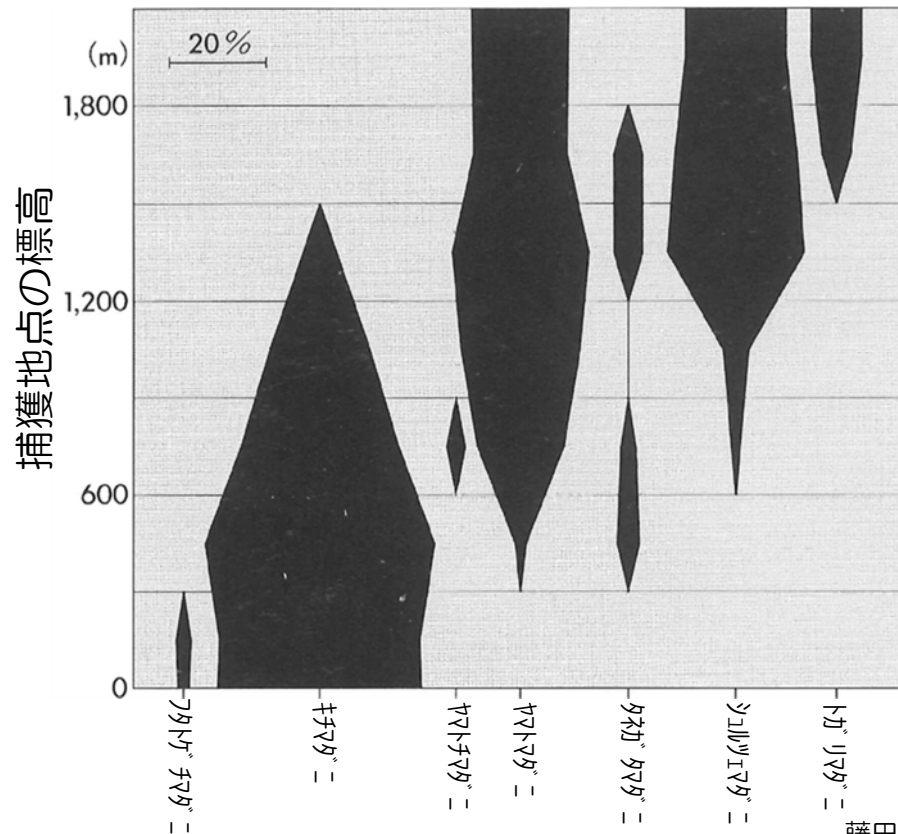




わが国で認められるマダニ科の主な種類

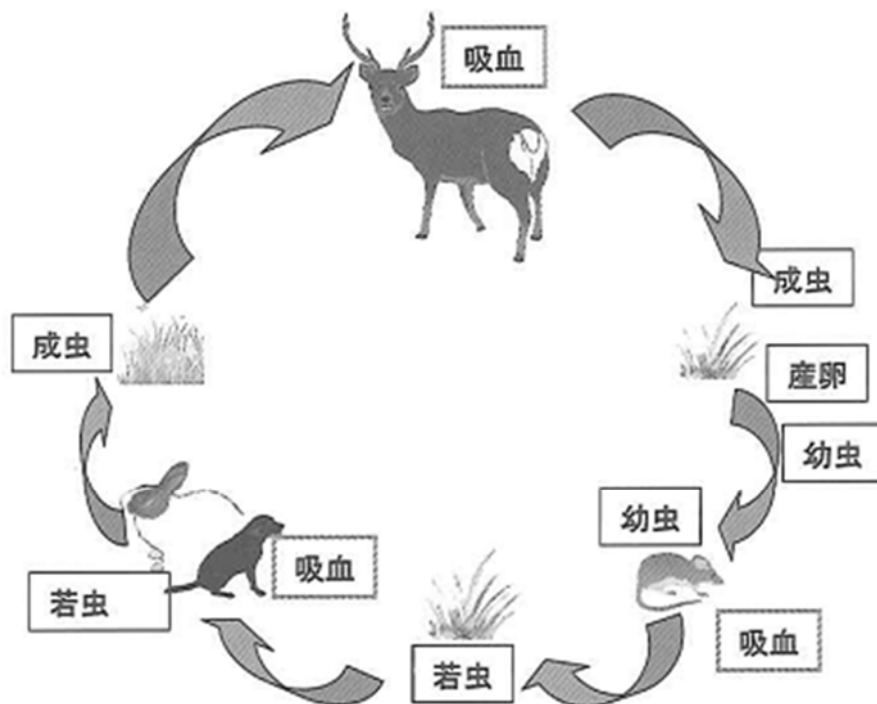
属 名	和 名	宿 主	分布
マダニ属	ヤマトマダニ シュルツェマダニ タヌキマダニ	イヌ、ネコ、ヒト イヌ、ヒト イヌ、ヒト	北海道～九州 北海道～九州 東北、関東、九州
チマダニ属	ツリガネチマダニ イスカチマダニ キチマダニ フタトゲチマダニ	イヌ、ヒト イヌ、ヒト? イヌ、ネコ、ヒト イヌ、ヒト	北海道、関東～九州 北海道、東北 北海道～九州 北海道～沖縄
キララマダニ属	タカサゴキララマダニ	イヌ、ヒト	関東～沖縄
コイタマダニ属	クリイロコイタマダニ	イヌ・ヒト	九州、沖縄

捕獲率から見た主なマダニ類の垂直分布



藤田博巳ら(1981)を改変

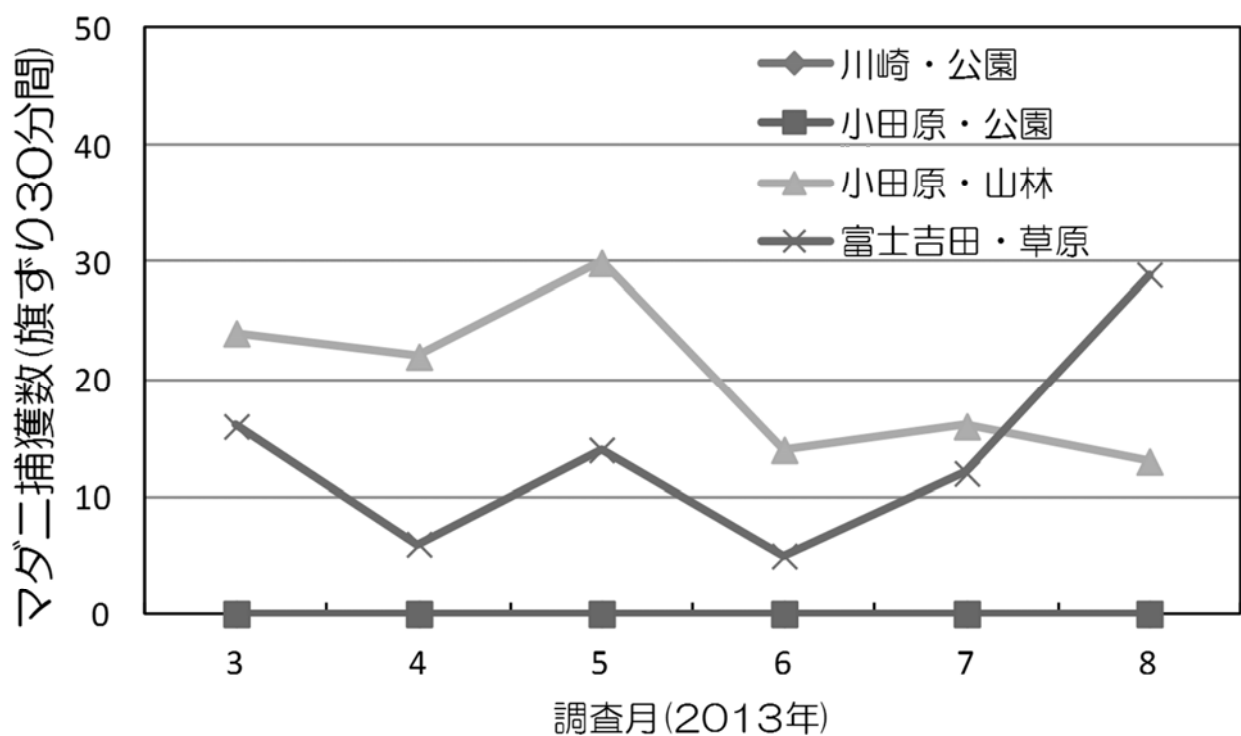
3宿主性マダニの一般的なライフサイクル



SFTS感染拡大の懸念

- ①マダニが媒介することが確定
- ②媒介種が都市部にも分布
- ③ウイルス保有マダニが犬などに寄生
- ⑤ウイルス保有マダニが家屋周辺で脱落
- ⑥人が感染

マダニ密度の推移(旗すり法による)



調査地点の環境(富士吉田)



旗ずり法によるマダニ調査



マダニ駆除実験



一般的なマダニ対応

- ①山林に入るときは長袖・長ズボンを着用し、虫よけ剤(ディート含有製剤)を処理する。
- ②必要以上に、やぶの中に立ち入らない。
- ③帰宅後はすぐに入浴し、マダニが付いていないか、体じゅうチェックする。着ていた服は早めに洗濯し、洗濯かごなどに放置しない。
- ④ペット(特に庭飼いの犬)は体に寄生しているマダニに注意し、適宜、マダニ用駆除剤(動物薬)を処理する。
- ⑤マダニの咬着を見つけた場合は、無理やり取らずに病院へ行く。

第2章

建築物事業登録制度について

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準
- 4 各種届出
- 5 立入検査結果

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要

(1) 目 的 (法第 1 条)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義 (法第 2 条、法施行令第 1 条)

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、旅館、店舗、事務所、学校の用途に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上（学校教育法第 1 条に規定する学校では 8,000 m²以上）の建築物をいいます。

(3) 建築物環境衛生管理技術者 (法第 6 条)

特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。ただし、すでに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に選任されている場合は、原則として、選任することができません（建築物環境衛生管理技術者の兼任は認めていません）。

また、都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者・実施者との兼任もできません。

(4) 建築物環境衛生管理基準 (法第 4 条・都の指導基準)

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等についての建築物環境衛生管理基準を定めています。

また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、その中で「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第 4 条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」で定める「建築物環境衛生管理指導基準」を 33 ページの表 1 に取りまとめました。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱(抜粋)

(建築物環境衛生管理指導基準)

第2 知事は、特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

1 空気環境の定期測定の方法については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。

なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。

2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。

また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。

3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。

また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。

4 排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。

5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表 1 建築物環境衛生管理基準

		実 施 回 数 等	
		施行規則（厚生労働省令）等	東京都の指導基準等
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回)	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正	
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施	
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施	
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回実施	
	水質検査	①6月以内ごと実施 (15項目、10項目) ②毎年6～9月に実施 (消毒副生成物12項目) ③地下水等使用施設：3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。 給水・給湯系統別に実施する。 給水は毎日、給水系統別に実施する（給湯は7日以内ごとに1回）。
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	
	防錆剤 せい の水質検査	2月以内ごとに1回実施	
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 (pH・臭気・外観・残留塩素) 2月以内ごとに1回実施（大腸菌・濁度）	
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 (pH・臭気・外観・残留塩素) 2月以内ごとに1回実施（大腸菌）	
排水管理		排水槽等の清掃は、6月以内ごとに1回実施	排水槽の清掃は、4月以内ごとに1回以上実施する。 ※グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施	
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回）、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	生息状況等の点検を毎月1回以上実施し、その状況に応じた適切な防除を実施する。

※建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルピット対策指導要綱）による

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする6業種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物の衛生的環境の確保に関する法律の改正が行われました（昭和55年5月10日公布、同日施行）。

その後、20年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管用清掃業）の追加と、1業種（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました（平成13年12月14日公布、平成14年4月1日施行）。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます（図1）。

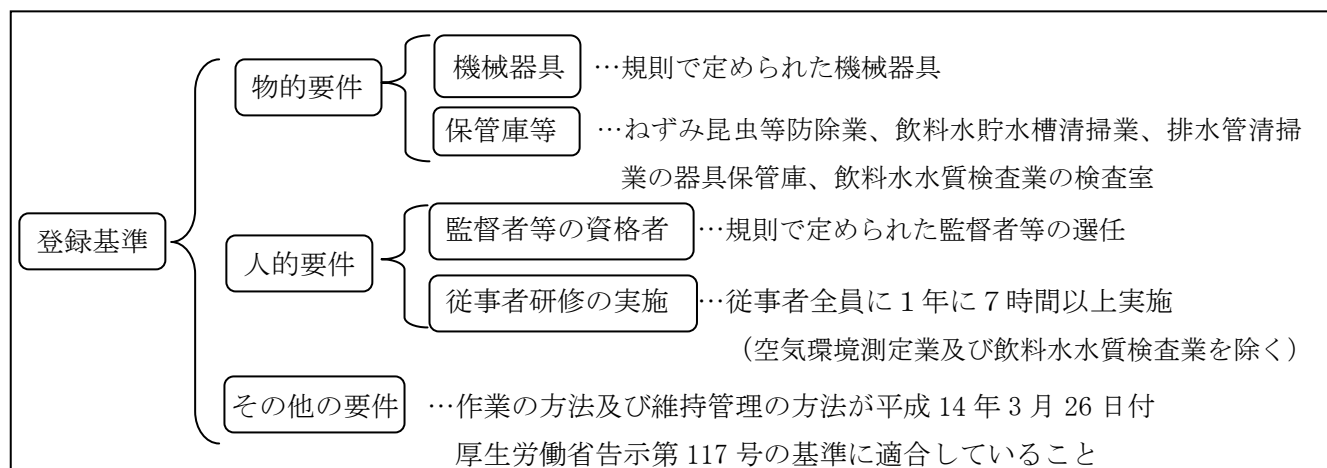


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、東京都健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生係が窓口となっています（72 ページ参照）。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間です（表2）。この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください。（42 ページ参照）

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな番号へと変更されることになります。

表2 登録番号と有効期間の例

	例 1	例 2	例 3
登録番号	東京都 58 ね第〇〇〇号	東京都 25 ね第〇〇〇号	東京都 19 ね第〇〇〇号
有効期間	平成 25 年 10 月 2 日から 平成 31 年 10 月 1 日まで	平成 25 年 9 月 28 日から 平成 31 年 9 月 27 日まで	平成 19 年 9 月 2 日から 平成 25 年 9 月 1 日まで
説 明	昭和 58 年に初めて登録を受けて、その後登録を重ねている営業所です。	平成 25 年に初めて登録した営業所です。	新たな登録を受けていない場合は、登録営業所ではありません。

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録事業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登 録 表 示 （ 例 ）

- 良い例 → 登録建築物ねずみ昆虫等防除業、東京都〇〇ね第〇〇〇号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定ねずみ昆虫等防除業

エ 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表3に示しました。

表3 登録業種

業 種		業 務 内 容
1 号	建 築 物 清 掃 業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
2 号	建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
3 号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4 号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5 号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6 号	建 築 物 排 水 管 清 掃 業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7 号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8 号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです（表４）。

表４ 業種別の登録営業所数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	4 2 2
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	1 7 7
建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	2 8
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	5 3
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	9 3 7
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	1 7 6
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	3 1 3
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	3 4 4
合 計	2, 4 5 0

※登録営業所の一覧（所在地、名称、電話番号等）については、
当課ホームページで公開しています。

（URL：http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/）

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等の選任をしていただいています。以下（ア）～（ウ）のいずれの場合についても、当該の登録事業に専念していただくという点から、監督者等として選任することはできません。（兼任は認められません）（図２）。資格者本人に確認し十分に注意して申請を行ってください。

（次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について 2 留意事項」を確認してください。）

- （ア） 同じ業種について複数の営業所を登録し、その中の一つですすでに監督者等として登録されている場合
- （イ） 他の業種で監督者等として登録されている場合
- （ウ） 建築物環境衛生管理技術者として選任されている場合

※「監督者等」とは申請時に選任が必要な資格者のことで、業種ごとに異なります（表５）

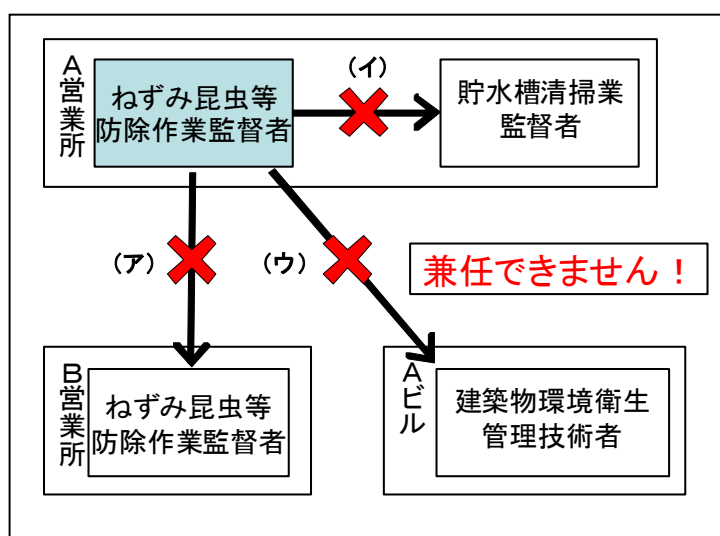


図２ 兼任の禁止についてのイメージ図

表5 各業種における「監督者等」の説明

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	清掃作業監督者
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	水質検査実施者
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	貯水槽清掃作業監督者
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	排水管清掃作業監督者
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	防除作業監督者
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（抜粋）

（平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 留意事項

(1) 登録業全体について

- ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。
- エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできないものであること。
- オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります。（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。72 ページ参照）

（１）機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

ア 次の機械器具を有すること

- （ア） 照明器具
- （イ） 調査用トラップ
- （ウ） 実体顕微鏡
- （エ） 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
- （オ） 噴霧器
- （カ） 散粉機
- （キ） 真空掃除機
- （ク） 防毒マスク及び消火器

イ 機械器具や薬剤などを適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること

- （ア） 薬剤が飛散流出しない構造であること
- （イ） 薬剤等により腐食しない構造であること
- （ウ） 引火事故の起こりにくい構造であること
- （エ） 機械器具等を保管するのに十分な広さを有していること
- （オ） 独立しており、鍵がかかること

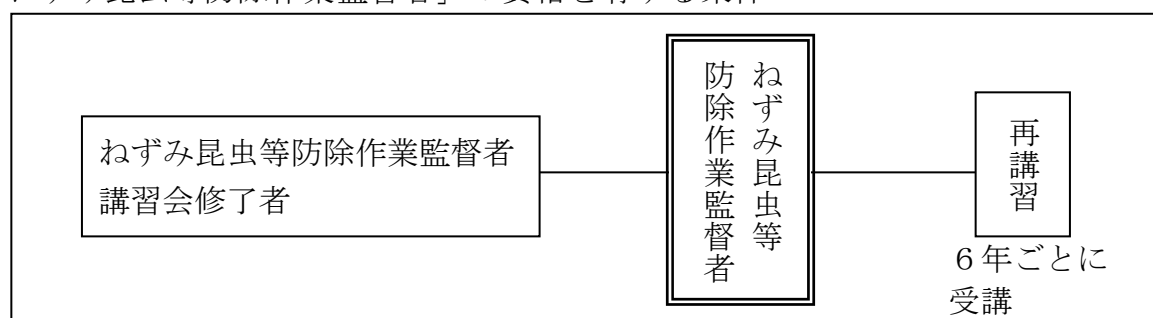
※薬剤については、機械器具とは別に薬剤専用の保管庫で保管することが望ましい

（２）事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）

ア ねずみ昆虫等防除作業監督者

営業所に、ねずみ昆虫等防除作業監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません。（37 ページ、図 2 参照）

「ねずみ昆虫等防除作業監督者」の資格を有する条件



イ 従事者

ねずみ昆虫等の防除に従事するすべての者（アルバイト、パートを含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を、年間7時間以上受けなければなりません。

また、研修の内容は最新の情報などを盛り込むとともに、受講者の技能の程度に応じたものにしてください。

以下にカリキュラム例を掲載するので、参考にしてください。

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60 分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120 分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60 分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60 分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60 分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60 分

2 年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60 分
薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120 分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60 分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60 分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60 分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／IPM/PCOの役割／ネズミ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60 分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫(食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか)の種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120 分

（３）作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準 （その他の要件）

作業方法や機械器具等の維持管理方法が平成14年3月26日付厚生労働省告示第117号「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」（以下、「告示第117号」という。）の基準にすべて合致している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第117号の基準にすべて合致することを確認してください。

○厚生労働省告示第117号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（抜粋）

第七 規則第二十九条第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 六 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 七 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 八 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

4 各種届出

(1) 変更届 (様式は64ページ参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、その日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な事項

変 更 事 項	添 付 書 類 等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (原本、発行日から3ヶ月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	—
営業所の所在地	営業所付近の見取図、
保管庫の所在地	保管庫付近の見取図、建物内の平面図、保管庫内の器具 の配置図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
防除作業監督者	※防除作業監督者の資格を証する書類 (原本)
その他の要件	防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の 維持管理の方法を記載した書面

注 意

- ・これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
- ・変更事項の内容により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
- ・登録証明書の訂正、再発行は行いません。
- ・防除作業監督者の資格を証する書類 (※) は原本確認後、返却します。

(2) 廃止届 (様式は66ページ参照)

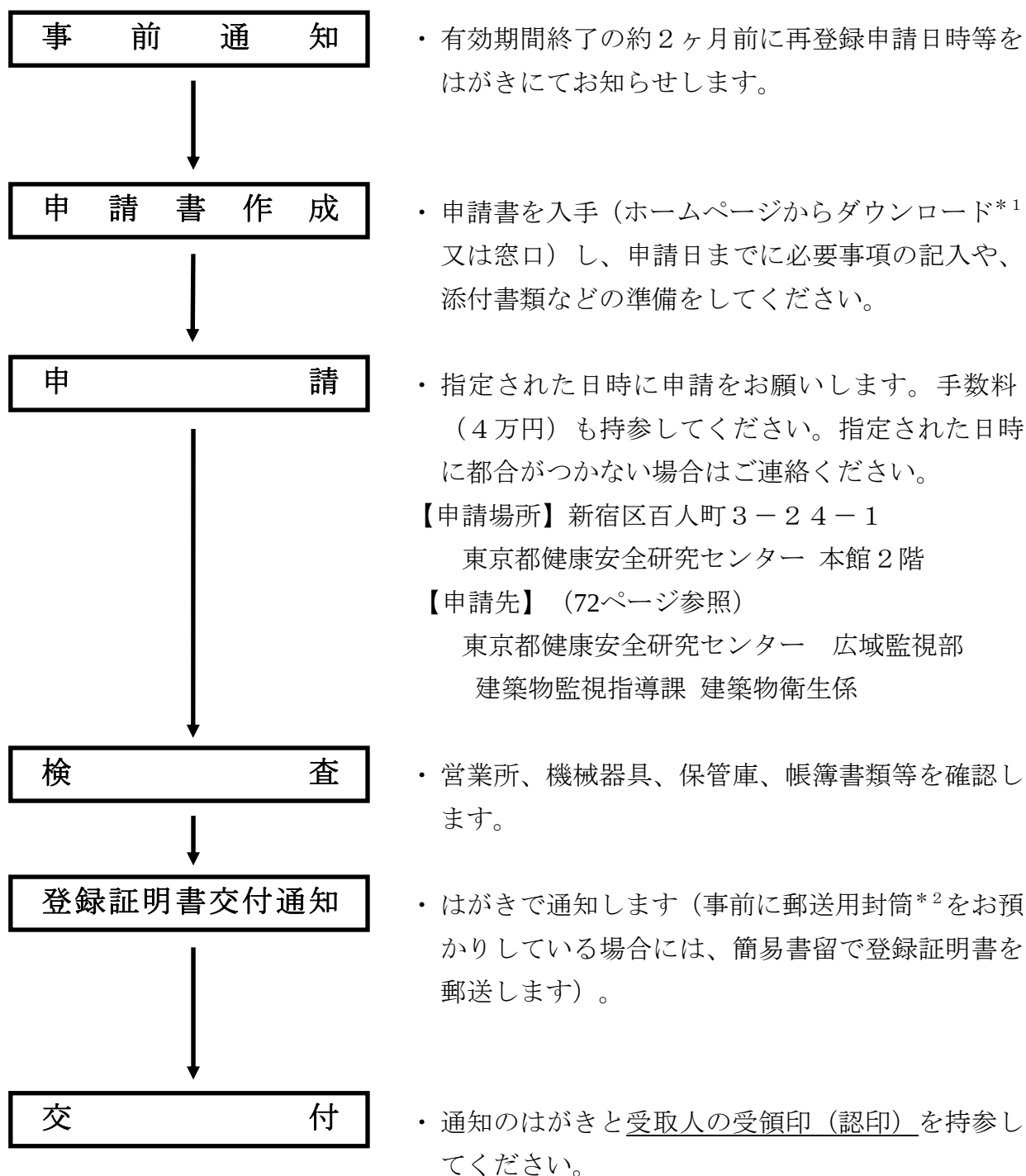
業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。
その際に、営業所の登録証明書の原本を持参して下さい。

(3) 再登録申請 (様式は52ページ参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録 (再登録) を受けなければなりません。

申請は、次ページの要領に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



* 1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページ（Google や yahoo 等で「建築物監視指導課のページ」と検索して下さい）
URL : http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/

* 2 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒（A4判の用紙が折らずに入るもの）に440円分の切手を貼付してください。

5 立入検査結果

東京都では、建築物衛生法第12条の5に基づき登録申請が行われた際や営業所、保管庫、機械器具などの変更の届出が行われた際に、監視指導を含めた立入検査を実施しています。

検査は、建築物事業登録営業所立入検査指導書（47 ページ参照）に記載されている登録要件、帳簿・書類等の整備状況、設備などの維持管理状況、その他の各検査項目について行っています。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに実施した立入検査件数は、合計97件で、その内訳は、新規申請、再登録申請における立入70件、営業所、保管庫、機械器具などの変更の届出における立入20件、監視指導7件でした。立入検査において指摘の多かった項目とその不適率は図1の通りです。

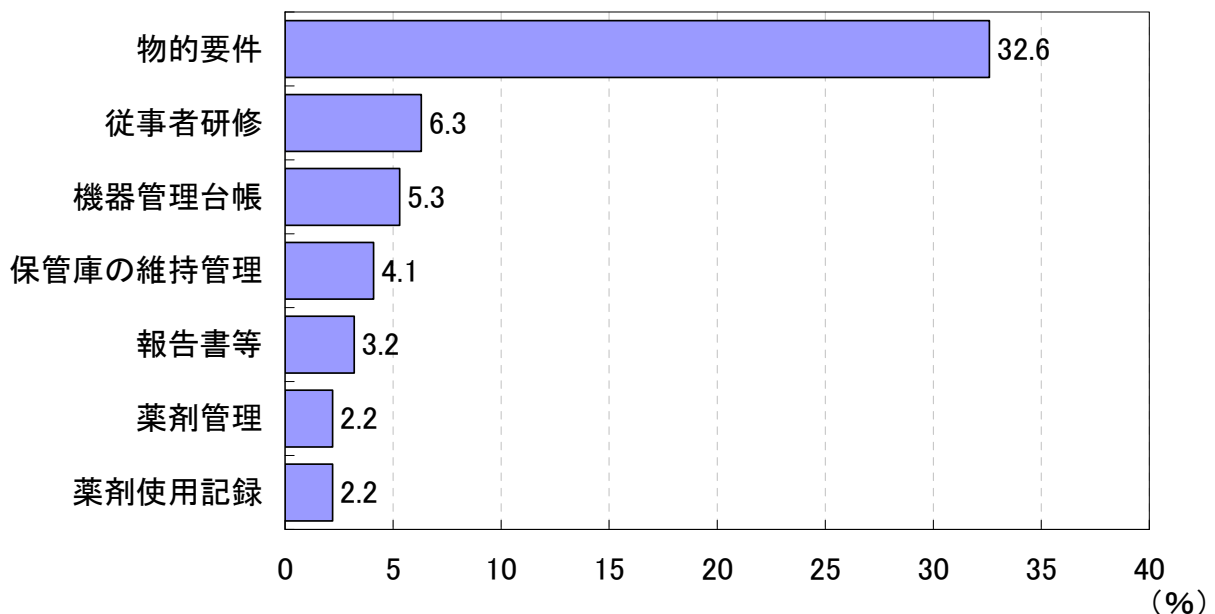


図3 ねずみ昆虫等防除業の立入検査で指摘の多かった項目

「物的要件」の不適率は32.6%でした。物的要件には、機械器具類と保管庫があります。不適となった主な原因は、次の通りです。（重複指摘あり）

- ・ 機械器具類が検査時に確認できない（25件）
- ・ 機械器具類が専用ではない（1件）
- ・ 保管庫が専用でない（5件）
- ・ 保管庫に施錠できない（2件）
- ・ 保管庫の大きさが適切でない（1件）

検査時に確認できない機械器具類の主なものは、消火器（有効期限が切れているものも含む）、捕そ器、防毒マスクがないなどです。機械器具類は営業所ごとに常備する必要があり、他社や他業種との共用はできません。また、保管庫は、機械器具類のすべてが、適切に保管できる専用のものである必要があります。物的要件は登録要件であるため、不適の場合は登録できません。

「**従事者研修**」の不適率は6.3%であり、従事者研修を実施していない、または研修の実施記録を作成していないことが不適となった主な原因でした。

従事者研修は、従事者全員に年1回以上（7時間以上）、実施する必要があります。また、研修内容は、ねずみ昆虫等の防除に用いる機械器具や薬剤の種類と使用方法、作業の安全や衛生に関するものでなければなりません。

従事者研修の実施も物的要件と同様に登録要件であるため、不適の場合は登録できません。

「**機器管理台帳**」の不適率は5.3%で、機器管理台帳を作成していない、あるいは点検記録を残していないなどが不適の主な原因でした。機器管理台帳は1台ずつ作成して、保有しているすべての機械器具を把握するとともに、定期的なメンテナンスを行い、その記録を残してください。

「**報告書等**」の不適率は3.2%で、不適の主な原因は、防除計画書がない、効果判定が行われていないなどでした。

ねずみ昆虫等の防除を行う際は、I P Mの考え方にに基づき、事前調査とその結果に基づく許容水準の設定及び防除計画の作成が必要です。その計画を依頼主と共有するために、防除計画書は必要です。

また、防除の際に行った薬剤散布や穴をふさぐなどの物理的な防除に関して、効果判定を行う必要があります。特に、薬剤散布した後の効果判定は、必要最低限の量を見極めるためにも非常に重要です。効果判定を実施し、結果を依頼主に報告してください。

「**薬剤の管理**」で不適となった主な原因は、薬剤の在庫管理の帳簿がない、薬剤保管庫に施錠がないなどでした。薬剤の管理は、薬剤別にその購入量、使用量、残量等を記録し、適正に管理する必要があります。

検査年月日	平成	年	月	日
監視員				
立会者				

建築物事業登録営業所立入検査指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5に基づく立入検査結果は次のとおりです。

営業所名称				
営業所所在地	区・市・郡	町	丁目	番 号
登録番号	東京都	ね 第	号	
検査の区分	新規・再登録・変更・監視・他（ ）			

1 検査結果（登録要件）

項目	No.	検 査 項 目	判定	備考
物的要件	1	機械器具がある・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない。（照明器具、調査用トランプ、実体顕微鏡、毒じ皿、毒じ箱、捕そ器、噴霧機、散粉機、真空掃除機、防毒マスク、消火器）		
	2	保管庫が適正である・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない。（専用、薬剤が飛散流出しない、腐食しない、引火しにくい、広さ、鍵）		
人的要件	3	防除作業監督者がいる・兼任していない・再講習修了証がある。		
	4	従事者研修を実施している。		
その他	5	申請した営業所所在地に営業所が実在している。		
	6	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準（告示）に適合している。		

ね

2 監視結果

帳簿・書類等の整備状況	項目	No.	検 査 項 目	判定	備考
	機器管理台帳	1	機器管理台帳を作成し、保存してある。		
		2	内容が適切に記載されている。（点検、その他）		
		3	報告書を作成し、控を保存してある。		
	報告書	4	内容が適切に記載されている。（日時、作業者名、場所、対象種類、薬剤名、使用量、処理方法、効果判定、その他）		
		5	事前調査表、防除計画表、点検記録表を作成してある。		
		6	薬剤使用記録表を作成してある。		
	従事者研修	7	従事者研修を実施している。		
		8	従事者研修実施記録表を作成し、保存してある。		
		9	実施方法が適切である。（時間、受講者、内容、指導者、その他）		
設備などの維持管理状況	機械器具等	10	機械器具等は専用のものを使用している。		
		11	機械器具等の点検・整備をしている。		
	設置場所	12	搬入搬出に便利で機能的である。		
		13	広さが適切である。		
	構造設備	14	施錠がしてある。		
		15	専用の保管庫として使用している。		
	維持管理	16	壁、屋根、床等が破損していない。		
		17	整理整頓されており、清潔である。		
	自動車保管庫としてしている場合	18	車庫が適切である。		
		19	自動車は機器薬剤等を衛生的に保管できる構造である。		
	運搬車（専用・兼用）	20	専用の保管場所が適切である。（位置、構造、維持管理、その他）		
		21	機器薬剤等を長時間車に積載していない。		
	薬剤	22	荷台等が整理整頓されている。		
		23	薬剤が適切に管理されている。（格納、場所、施錠、その他）		
	安全対策	24	作業が適切である。（場所、計量、運搬、その他）		
		25	従事者の安全対策が十分である。（メガネ、マスク、ゴム手袋、その他）		
その他	登録の表示	26	居住者への安全対策が十分である。（事前の周知方法、薬剤の回収、強制換気、清掃、その他）		
		27	登録の表示が適切である。		
	作業手順	28	作業手順が適切である。（工程、委託方法、連絡体制）		

3 指導事項

判定欄の見方	☐ …完備・良好	☒ …不備・不良	☒ …一部不備・不十分
	注…要注意		

第 3 章

様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類
- 2 変更届・廃止届
- 3 備えるべき帳簿書類等

1 新規・再登録申請に関する書類

52 ページからの「建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請書」に必要な事項を記入し、以下のものを添付して提出して下さい。

- (1) ねずみ昆虫等防除作業監督者の資格を証する書類
- (2) ねずみ昆虫等の防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(58 ページから 63 ページを参照)
- (3) 法人の場合は登記簿謄本または履歴事項全部証明書

2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は 64 ページの変更届を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

事業登録を廃止する場合は、66 ページの廃止届を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 備えるべき帳簿書類

営業所もしくは保管庫において備えておくべき台帳の様式例及びねずみ昆虫等防除作業報告書の例を 67 ページ以降に示しますので、参考にして下さい。

なお、従事者研修は、初めて業務に携わる方（1 年目の方）と以前から業務に従事している方（2 年目以降）とに分けて実施していただき、2 年目以降の方を対象とした研修には最新の情報を盛り込むなど、受講者の技能の程度に応じたものにしてください。

健研建登特例起案帳票登録第 9 4 1 号

				保存期間	常 1 年	分類記号	G 0 1 0 1 0 0		引継ぎ
健 研 建 登 第 号					処 理 経 過	施 行	平 成	年 月 日	
浄 書	浄 書 照 合	公 印 照 合 ・ 押 印	回 付 ・ 施 行 上 の 注 意	決 定		平 成	年 月 日		
				起 案		平 成	年 月 日		
				収 受		平 成	年 月 日		
あて先					発信者名	知 事		発 送	
課	決 定 権 者 (課 長)	審 査 (文 書 取 扱 主 任)	審 議 (係 長)	起 案	健康安全研究センター		起 案 者		
	広 域 監 視 部								
	建 築 物 監 視 指 導 課								
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。									

平成 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

郵便番号

住 所

申 請 者

氏 名

電 話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請書

下記のとおり建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

記

1 営業所の名称

電 話 ()

2 営業所の所在地 郵便番号

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類

(1) ねずみ昆虫等防除作業監督者の資格を証する書類

(2) ねずみ昆虫等の防除作業及びねずみ昆虫の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

(3) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新 ・ 再 の 区 分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登録簿	
				収受簿		通 知 送 付	

ねずみ昆虫等防除作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習記録 直近の	防除作業監督者講習会修了者	番 号		取得年月日	・	・		
照 合		・	・					

氏名				生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習記録 直近の	防除作業監督者講習会修了者	番 号		取得年月日	・	・		
照 合		・	・					

氏名				生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習記録 直近の	防除作業監督者講習会修了者	番 号		取得年月日	・	・		
照 合		・	・					

氏名				生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習記録 直近の	防除作業監督者講習会修了者	番 号		取得年月日	・	・		
照 合		・	・					

従事者研修の実施状況

[illegible]

營 業 所		營 業 所	
名 稱		所 在 地	

(7号 3/5)

機械器具等設備の概要

機械器具名	名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
実体顕微鏡			
噴霧機			
散粉機			

殺そ用器具	数	安全用具	数	その他	数
毒じ皿		防毒マスク		照明器具	
捕そ器		消火器		真空掃除機	
毒じ箱				調査用トラップ	

使用する薬剤名

薬剤名（成分）	対象動物	薬剤名（成分）	対象動物

営 業 所		営 業 所	
名 称		所 在 地	

(7号 4/5)

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号
東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	{ 徒歩 分又は バス 行 下車、徒歩 分	

保管庫の見取図

保管庫の所在地	
線	駅より { 徒歩 分又は バス 行 下車、徒歩 分
保管庫付近の見取図、保管庫の建物内の平面図、保管庫内の器具の配置図	

営 業 所		営 業 所	
名 称		所 在 地	

添付書類(2)

ねずみ昆虫等の防除作業及びねずみ昆虫等の防除作業に用いる機械器具
その他の設備の維持管理の方法

※その他の要件（作業実施方法等）の作成例を参照して作成してください。

年 月 日現在

作 業 班 編 成		
作業班名	監督者等	使用する機械器具
作 業 手 順		
業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法		
苦情及び緊急の連絡に対する体制		

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】



（ねずみ昆虫等の防除作業及びねずみ昆虫等の防除作業に用いる機械器具
その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

（ポイント）

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

（例 1）

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	噴霧器、散粉機、毒じ皿、補そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等
2 班	建物 花子	噴霧器、散粉機、毒じ皿、補そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等

（例 2）

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	噴霧器、散粉機、毒じ皿、補そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等
鈴木班	鈴木 美留子	噴霧器、散粉機、毒じ皿、補そ器、毒じ箱、 防毒マスク、照明器具 等

（例 3）

作業班名	監督者	使用する機械器具
ねずみ班	山田 琵琶留男	毒じ皿、補そ器、毒じ箱、照明器具 等
昆虫班	鈴木 美留子	噴霧器、実体顕微鏡、調査用トラップ 照明器具、真空掃除機 等

Ⅱ 作業手順

1 作業工程（事前調査、事後調査の方法に関する事項を含む）

作業工程の概要

（例）

- 1) 事前調査
- 2) 防除作業計画の立案
- 3) 防除作業
- 4) 効果判定
- 5) 事後措置
- ・ ・ ・ ・

ポイント

ねずみ昆虫等防除作業について、貴営業所の作業工程の概要を記述してください（点線内）。

作業手順（作業工程）の基本的な考え方について：

昨今、人や環境への影響を極力少なくする防除体系のもとに実施することが求められており、調査方法とそれに基づく効果判定法など、総合的有害生物管理（I P M；Integrated Pest Management）による防除体系が提案されています。そのため、作業工程についても、I P Mの考えを基本にして作成するようにしてください。

なお、特定建築物におけるねずみ等の対策のためのI P Mとは、建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、環境基準を目標に有害生物を制御し、そのレベルを維持する有害生物の管理対策のことを言います。

◎（告示第117号 第七の一）

ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。

具体的な方法

- ・ 事前調査の方法：
- ・ 作業計画策定の方法：
- ・ 防除作業の方法：

ポイント

防除作業だけでなく、事前調査や作業計画策定などについても具体的に記述してください。

◎（告示第 117 号 第七の二）

食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずる。

◎（告示第 117 号 第七の三）

防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずる。

具体的な方法

ポイント

ねずみ等が発生しやすい箇所における生息調査及び発生防止の措置、ならびに防虫設備の点検について、具体的な方法を記述してください。

◎（告示第 117 号 第七の五）

ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。

具体的な強制換気や清掃の方法

効果判定

具体的な効果判定の方法

ポイント

防除作業後の効果判定（生息状況、環境状況）について、方法を簡単に記載してください。

事後調査及び措置

具体的な事後調査や措置の方法

ポイント

効果があった場合、その後、どのように定期点検を行うのか、効果がなかった場合、どのような措置を施すのか、など具体的に記述してください。

2 使用する薬剤

◎（告示第 117 号 第七の四）

殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努める。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管する。

1) 薬剤の種類

2) 薬剤の保管方法

具体的な保管方法

ポイント

薬剤の種類には、商品名、有効成分、対象生物などを簡単に記載してください。また、保管方法には、薬剤の保管場所や使用量の把握方法等について、簡単に記載してください

3 機機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第七の六）

ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

4 保管庫の管理責任者の氏名

管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

監督者である必要はありません。

5 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

防除作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 防除作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・生息状況調査結果 ・防除作業場所 ・監督者名等
- ・使用薬剤と処理方法 ・効果判定 ・所見

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎ (告示第 117 号 第七の七)

ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第七の一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

(業務を委託しない場合)

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあっては名称) : ○○株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲 : ねずみ防除作業のみ、ねずみ昆虫等防除作業全般 等
- (3) 業務を委託する期間 : 1 年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、「委託する場合」の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

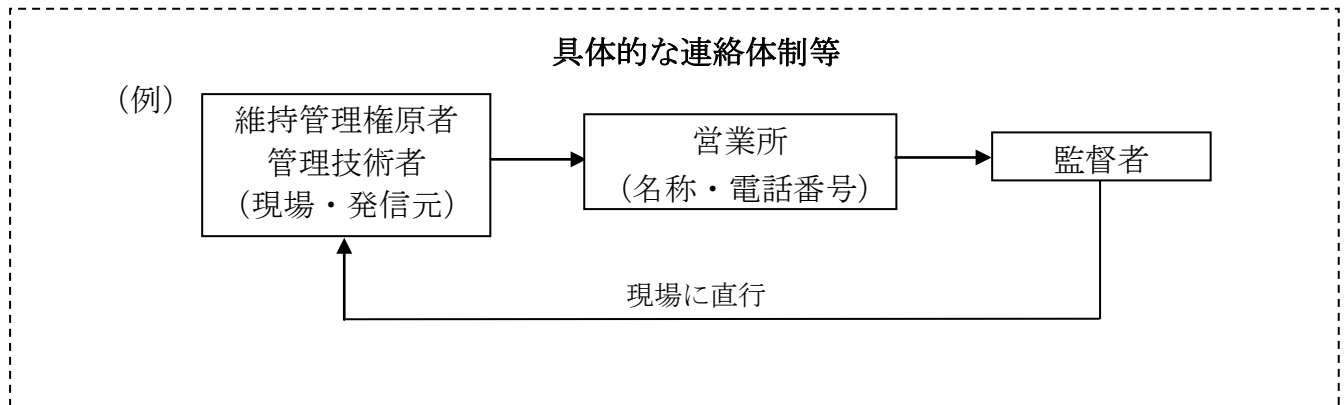
2 について : 1 の (1) ~ (3) を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3 について : 委託を受ける者も、告示第 117 号第七の一から六に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第 117 号 第七の八）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。

最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

第9号様式

課 長	係 長	担 当

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 変更事項

旧

新

6 変更年月日 平成 年 月 日

- 添付書類
- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
 - ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

課 長	係 長	担 当

記入例

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒 000-0000

新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒000-0000 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 〇〇 〇 第 〇〇〇 号

5 変更事項 【変更した事項について記入してください(例:申請者代表者の変更)】

旧 【変更前について記入してください】

新 【変更後について記入してください】

変更した年月日を記入してください。

6 変更年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図

○ 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)

- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	登録簿	

43ページに詳しく書いてあります。
必ずご覧下さい。

第10号様式

課 長	係 長	担 当

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 廃止年月日 平成 年 月 日

添付書類 ・登録証明書	収 受 印		処 理 経 過	
			台 帳	
			入 力	
			登 録 簿	

機 器 管 理 台 帳 （例）

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購入年月日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元		購 入 価 格	
購 入 先	TEL ()		
性 能 等	<付属部品>		
保 守 ・ 点 検 等 管 理 状 況			
年 月 日	内 容		担 当 者
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

薬 剤 使 用 記 録 表

(名称)

(主成分)

(区分) 医薬品 ・ 医薬部外品

[illegible]

ねずみ昆虫等防除作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回
対象者： 研修 1 年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 右記項目中で実施したものには○印をつける 研修に使用した資料は添付する	(1) 防除器具の種類と使用方法	備 考 テキスト名 (	
	(2) 防除薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法		
	(3) 防除作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 建築物構造や設備とネズミ・昆虫等		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名		月 日	補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)	印	

ねずみ昆虫等防除作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回
対象者： 研修2年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 (1)から(3)までの科目は必修とし、(4)の科目は選択とする。 右記項目中で実施したものには○印をつける 研修に使用した資料は添付する	(1) 防除器具の種類と使用方法	備 考 テキスト名 ()	
	(2) 防除薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法		
	(3) 防除作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 建築物構造や設備とネズミ・昆虫等 エ ネズミ害虫防除概論 オ 害虫ごとの生態と防除		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

窓口・問い合わせ先

建築物事業登録に関する窓口・問い合わせ

東京都健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生係
所在地：〒169-0073

新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

電話：03-5937-1058

FAX：03-5937-1099

URL：http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/

(Google や yahoo 等で「建築物監視指導課のページ」と検索)

窓口周辺の地図



登録番号（２５）２８

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

平成２５年１１月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター 広域監視部
建築物監視指導課 建築物衛生係
新宿区百人町三丁目２４番１号 東京都健康安全研究センター本館２階
電話番号 ０３－５９３７－１０５８（直通）

印刷 有限会社 雄久社
世田谷区世田谷一丁目２４番７号
電話番号 ０３－５４５１－７０３０



本文に古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています